

高取町移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 高取町は、奈良県地方創生総合戦略及び高取町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、高取町内への移住、定住の促進及び中小企業の人手不足解消のため、奈良県と共同して行う移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から高取町に移住し、就業し又は起業した者等に対し、予算の範囲内において交付する支援金（以下「移住支援金」という。）について、奈良県移住・就業・起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）及び高取町補助金等交付規則（平成14年3月高取町規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とし、第3条第2号の要件を満たす者のうち、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき100万円を加算する。

(対象者要件)

第3条 次の第1号の要件を満たし、かつ第2号から第6号のいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては第7号の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成22年から令和2年の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- ② 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。
- ③ ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職し、通勤した者については、通学期間の修業年限を上限として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 令和元年8月1日以降に転入したこと。

- ② 移住支援金の申請時、転入後1年以内であること。
- ③ 高取町に、移住支援金の申請日から、5年以上継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ 移住元の市区町村で、市区町村税を滞納していないこと。
- ④ 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、奈良県及び高取町が認める場合を除く。
- ⑤ その他奈良県又は高取町が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が奈良県内に所在すること。

イ 就業先が、奈良県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。奈良県以外のマッチングサイトに掲載している求人による就業は対象外とする。

ウ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

エ 上記求人への応募日が、マッチングサイトにイの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

オ 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

カ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 専門人材に関する要件

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業し、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が奈良県内に所在すること。

イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

ウ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(4) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であつて、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引続き行うこと。

イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

ウ 地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(5) 関係人口に関する要件

高取町や地域の人々と関わりを有する者（以下「関係人口」という。）としてアのいずれかに該当し、かつ地域の担い手の確保に資する者としてイのいずれかに該当すること。

ア 関係人口

- ① 高取町ふるさと応援寄付金の寄付実績を有する者（申請日から過去5年以内）
- ② 空き家流通促進にかかる利用申込により媒介促進がされた空き家を購入し、当該空き家に転居した者

イ 地域の担い手の確保に資する者

- ① 町内で農林業に就業する者。
- ② 町内に本店又は支店、営業所を有する製菓会社へ就業する者。
- ③ 高取町ふるさと応援寄付金返礼品協力事業者に登録されている事業者就業する者。
- ④ 自治会に加入しており、地域課題の解決に向けた取組への参加を継続する意向がある者。

(6) 起業に関する要件

1年以内に奈良県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(7) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ。）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において同一世帯に属していたこと。
- イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において同一世帯に属していること。
- ウ 申請者及び世帯員が令和元年8月1日以降に転入したこと。
- エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後1年以内であること。
- オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付申請)

第4条 移住支援金の申請者は、高取町移住支援金交付申請書（様式第1号）、移住先の就業先の就業証明書（様式2）及び本人確認書類に加え、前条第1号の要件を満たし、かつ第2号から第6号のいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては第7号の要件を満たすことを証する書類を町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに高取町移住支援金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知する。

審査の結果移住支援金の交付を不適當と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付が不可である場合は、高取町移住支援金不交付決定通知書（様式第4号）により速やかに通知するものとする。

(請求及び交付)

第6条 交付決定を受けた申請者は、高取町移住支援金交付請求書（様式第5号）により移住支援金を請求するものとする。

2 前項の規定による請求を受けたときは、速やかに移住支援金を交付するものとする。

（交付決定通知書の再交付）

第7条 紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、高取町移住支援金交付決定通知書再交付願（様式第6号）を提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第8条 前条の規定に基づく再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに高取町移住支援金交付決定通知書〔再交付〕（様式第7号）を交付するものとする。

（報告及び立入り調査）

第9条 奈良県及び高取町は、必要があると認めるときは、奈良県移住支援事業に関する報告を求めるとともに立入り調査を行うことができる。

（返還請求）

第10条 移住支援金の交付を受けた者が次の要件に該当するときは、高取町移住支援金返還請求書（様式第8号）により、移住支援金の全額又は半額を返還請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると奈良県及び高取町が認めたときはこの限りではない。

（1）全額の返還

ア 虚偽の申請をしたとき。

イ 移住支援金の申請日から3年未満に高取町を転出したとき。

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に第3条第2号又は第3号の要件を満たす職を辞したとき。

エ 起業支援金の交付決定を取り消されたとき。

（2）半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に高取町から転出したとき。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に関して必要な事項は、奈良県と高取町が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。